

広島県告示第四百九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第五十四条の二第四項において準用する生活保護法第五十条の二の規定によって、次のとおり指定介護機関の事業者の主たる事務所の所在地を変更した旨の届出があった。

平成三十年四月二十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

事業者の 名称	主たる事務所の 所在地		事業所の 名称	事業所の 所在地	変更 年月日
	新	旧			
有限会社上西	尾道市御調町 丸門田四四六 番地一	尾道市美ノ郷 町中野一〇六 八番地一	あけぼの訪問 介護事業所	尾道市御調町 丸門田四四六 番地一	平成二九年六 月一日
有限会社上西	尾道市御調町 丸門田四四六 番地一	尾道市美ノ郷 町中野一〇六 八番地一	あけぼの居宅 介護支援事業 所	尾道市御調町 丸門田四四六 番地一	平成二九年六 月一日
有限会社上西	尾道市御調町 丸門田四四六 番地一	尾道市美ノ郷 町中野一〇六 八番地一	あけぼの デイサービス	尾道市御調町 丸河南一一四 〇番地	平成二九年六 月一日